

コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の別添の一部改正について

平成30年6月1日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の別添の一部改正を行い、平成30年6月1日から施行します。

今回の改正は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」におけるコーポレートガバナンス・コードの改訂の提言を踏まえ、当該提言に沿って「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の別添の改正を行うものです。

なお、本年3月30日公表の制度要綱で示したコーポレートガバナンス・コード改訂案における第3章「適切な情報開示と透明性の確保」の「考え方」において言及されている「非財務情報」には、いわゆるESG要素に関する情報が含まれることを明確化するため、改訂案にその旨を加えております。

また、改訂後のコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書については、準備ができ次第速やかに、かつ、遅くとも平成30年12月末日までに提出するものとします。

以 上